

大阪府防災会議部会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府防災会議条例第4条並びに大阪府防災会議運営要綱第5条、及び第8条の規定に基づき、部会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 部会は必要に応じ部会長が招集する。

2 委員及び専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。

3 部会を招集するときは、日時、場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知しなければならない。

(議事)

第3条 部会の議事は部会長が主宰する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、防災会議の委員又は幹事その他の関係者の出席を求めることができる。

(部会の記録)

第4条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならぬ。

(防災会議への報告)

第5条 部会長は、部会の経過又は結果を防災会議に報告しなければならぬ。

(庶務)

第6条 部会の庶務は大阪府政策企画部危機管理室が掌理する。

(その他)

第7条 前各条に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和48年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月12日から施行する。